

関係医療機関の長 様

京都府健康福祉部医療課長
(公 印 省 略)

病床機能（転換・増床・削減）に係るアンケート調査の実施について（依頼）

平素は、京都府の医療行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、本府では、京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）を策定し、同構想の実現に向けた取組みを進めているところですが、今後の取組みの参考にするため、別添調査票に基づき調査を実施することになりました。
つきましては、下記により貴院の状況について御回答いただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和 4 年 4 月 1 5 日（金）

2 提出内容

・ **病床転換に係るアンケート調査（補助事業の活用希望にかかわらず、病床の転換・増床・削減を予定する医療機関は提出してください。）**

① 提出様式：病床機能（転換・増床・削減）に係るアンケート調査票

② 提出方法：メールまたはFAXにより調査票を提出願います。

③ 留意点

・ 補助事業の申請方法等は、後日お知らせいたします。（補助の活用を希望される医療機関は必ず「活用を希望する」にチェックしてください。）

・ 補助事業活用の希望があった場合でも、補助金の交付を確約するものではありません。

※各様式のデータを御希望される場合は、京都健康医療よろずネットからダウンロードしてください。（<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/ap/qq/men/pwtpmenuult01.aspx>）

担 当	京都府健康福祉部 医療課医療人材確保係 安村
連絡先	TEL:075-414-4716 FAX:075-414-4752 メール:f-yasumura11@pref.kyoto.lg.jp

京都府地域医療機能強化特別事業実施要領

(趣旨)

第1 本要領は、在宅医療の充実と病床機能の強化を図るため京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、病院が創意工夫し実施する施設・設備整備や人材育成確保等当該施設の運営に係る経費に対する補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助対象者は次のとおりとする。

- (1) 地域包括ケア構想に基づき、高度急性期病床または急性期病床から回復期病床等地域で不足が見込まれる病床機能への転換を行い、かつ、次の要件のいずれかを満たす医療機関
 - ① 転換後の病床機能に応じて、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に適合しているものとして、新たに、又は変更の施設基準の届け出を行う医療機関（地域包括ケア病棟入院料 等）
 - ② 転換後の機能に応じ看護配置基準を変更する医療機関
 - ③ 地域の在宅医療供給体制充実に向けた事業（新規・拡充）を行う医療機関（在宅訪問診療、訪問看護サービス事業、訪問リハビリテーション事業 等）
- (2) 地域包括ケア構想に基づき、回復期病床等地域で不足が見込まれる病床を増床する医療機関
- (3) 地域包括ケア構想に基づき、高度急性期病床または急性期病床を削減する医療機関

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は次のとおりとする。

- (1) 病床の機能転換または増床（以下「転換等」という。）を円滑に進めるための事業
 - ① 転換等に必要となる施設・設備の整備
 - ② 転換後または増床後の病棟運営に必要な在宅復帰支援担当者等の養成、配置等
 - ③ 病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）
 - ④ 病床削減に伴う早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額
 - ⑤ その他知事が認める事業
- (2) 在宅医療提供体制充実に向けた事業
病床機能転換に併せて医療機関が行う、在宅訪問診療、訪問看護サービス事業、訪問リハビリテーション事業等の実施
 - ① 事業実施に伴い必要となる施設・設備の整備
 - ② 事業運営に必要な人材の養成、配置等
 - ③ その他知事が認める事業

(補助対象経費等)

第4 補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第5 補助の対象となる期間は次のとおりとする。

- (1) 第3(1)①の事業については事業実施年度
- (2) 第3(1)②③④⑤及び(2)②③の事業については転換後または増床後の病床の運営開始年度を含む最大3会計年度
- (3) 第3(2)①の事業については本項(1)及び(2)の期間

(事業計画)

第6 補助を受けようとする病院は、別に定める期日までに事業計画書等を提出すること。
また、事業計画の全部若しくは一部を変更する場合は、中止（変更）申請書を速やかに提出すること。

附則

この要領は、平成29年度の事業分から適用する。

附則

この要領は、平成30年度の事業分から適用する。

附則

この要領は、令和元年度の事業分から適用する。

附則

この要領は、令和2年度の事業分から適用する。

附則

この要領は、令和3年度の事業分から適用する。

別表

対象経費	補助率	基準額
<p>A：第3 (1)①、③、④及び(2)①</p> <p>(1) 施設・設備の整備に要する工事請負費、設計監理費若しくは備品購入費等</p> <p>(2) 施設・設備の処分に係る損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損、固定資産売却損）</p> <p>※1 京都府地域包括ケア構想公示日までに取得（契約）した建物及び医療機器に限り対象とする。</p> <p>※2 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。</p> <p>※3 建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。</p> <p>※4 「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。</p>	<p>1 / 2</p>	<p>転換等病床数×<u>3, 841</u>千円</p> <p>※施設の新築・増改築による転換等の場合 転換等病床数×<u>5, 500</u>千円 （耐震化を要件とする）</p> <p>※病床削減による場合 削減病床数×<u>3, 841</u>千円</p>

<p>(関係事業者とは、医療法第 51 条第 1 項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令 (医療法施行規則第 32 条の 6 第 1 項第 1 号) で定める特殊の関係がある者をいう。)</p> <p>(3) 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額</p>		
<p>B : 第 3 (1)②、⑤及び(2)②、③</p> <p>事業の実施に必要な人件費 (報酬、給料、賃金、職員手当、法定福利費等)、需用費 (消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費等)、役務費 (通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料等</p>	<p>1 年目 : 1 / 2 2 年目 : 1 / 3 3 年目 : 1 / 4</p>	

※ 1 対象経費の留意点

(1) 施設整備については、次に掲げる費用を除く。

- ① 土地の取得又は整地に要する費用
- ② 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ③ 既存建物の買収に要する費用
- ④ その他整備費として適当と認められない費用

(2) 退職金の割増相当額については、補助対象者 1 人当たり 6,000 千円を基準額とする。

(3) 人件費については、補助対象者 1 人当たり 4,400 千円を基準額とする。

※2 補助額の算定について

(1) 補助上限額(ア) = 3,841千円(新築・増改築の場合 5,500千円)

× 転換等(削減)病床数 × 1/2

→ 対象経費A、対象経費Bの補助上限額総計

(2) 対象経費A

- ① 総事業費から寄付金、その他収入額を控除した額を差引額(イ)とする。
- ② (イ)と対象経費の実支出額(支出予定額)を比較し少ない方の額を補助基本額(ウ)とする。
- ③ (ウ)の額に1/2を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を補助基本所要額(エ)とする。
- ④ (ア)と(エ)を比較し少ない方の額を補助所要額とする。(オ)

(3) 対象経費B

(補助期間1年目)

※1年目の補助上限額(カ) : (ア) - 対象経費Aの補助所要額(オ)

- ① 総事業費から診療収入額及び寄付金、その他収入額を控除した額を差引額(キ)とする。
- ② (キ)と対象経費の実支出額(支出予定額)を比較し少ない方の額を補助基本額(ク)とする。
- ③ (ク)の額に1/2を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を補助基本所要額(ケ)とする。
- ④ (カ)と(ケ)を比較し少ない方の額を補助所要額とする。(コ)

(補助期間2年目)

※2年目の補助上限額(サ) : (カ) - 対象経費Bの補助所要額(コ)

- ① 総事業費から診療収入額及び寄付金、その他収入額を控除した額を差引額(シ)とする。
- ② (シ)と対象経費の実支出額(支出予定額)を比較し少ない方の額を補助基本額(ス)とする。
- ③ (ス)の額に1/3を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を補助基本所要額(セ)とする。
- ④ (サ)と(セ)を比較し少ない方の額を補助所要額とする。(ソ)

(補助期間3年目)

※3年目の補助上限額(タ) : (サ) - 対象経費Bの補助所要額(ソ)

- ① 総事業費から診療収入額及び寄付金、その他収入額を控除した額を差引額(チ)とする。
- ② (チ)と対象経費の実支出額(支出予定額)を比較し少ない方の額を補助基本額(ツ)とする。
- ③ (ツ)の額に1/4を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を補助基本所要額(テ)とする。
- ④ (タ)と(テ)を比較し少ない方の額を補助所要額とする。(ト)

4 医 第 5 2 4 号
令和4年4月28日

関係医療機関の長 様

京都府健康福祉部医療課長
(公 印 省 略)

京都府地域医療介護総合確保事業費補助金(医療従事者確保推進事業(勤務環境改善事業のうち勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業)に係る事業計画書等の提出について

平素は本府の医療行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

上記事業につきまして、補助金の執行に当たり、下記のとおり事業計画書等を提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限：令和4年5月20日（金）
- 2 対象医療機関
別紙のとおり
- 3 提出書類（各1部）
 - ・事業計画書
 - ・医師等労働時間短縮計画（作成済であり府に未提出の場合のみ）
 - ・その他参考となる書類

※各様式のデータを御希望される場合は、京都健康医療よろずネットからダウンロードしてください。（関係者ログイン後に表示されます。）

(<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/ap/qg/men/pwtpmenu101.aspx>)

担 当	医療課医療人材確保係 安村 TEL：075-414-4716 FAX：075-414-4752 E-mail: f-yasumura11@pref.kyoto.lg.jp
--------	--

(別紙)

補助対象医療機関について

○医療従事者確保推進事業(勤務環境改善事業のうち勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業)
実施要領(抜粋)

(補助対象者)

第2 地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認めた医療機関のうち、次に掲げるものとする。ただし、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している医療機関は対象外とする。なお、医療提供に関する実績は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間の実績を控除し、同等の期間を遡及することを可とする。

(1) 救急用の自動車または救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が年間1,000件以上2,000件未満である2次または3次救急医療機関

(2) 夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上である2次または3次救急医療機関

(3) 総合または地域周産期母子医療センター

(4) 夜間・休日・緊急措置入院が年間12件以上である精神科救急医療機関

(5) 超急性期脳卒中加算の算定が年間25件以上である医療機関

(6) 急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間60件以上である医療機関

(7) 機能強化型在宅療養支援病院(単独型)または診療所(単独型)

(8) その他知事が必要と認める医療機関

(留意事項)

- ・ 診療報酬による「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は、本事業の対象外です。
- ・ 年間〇件以上の「年間」は、「令和2年1月～12月」または「令和3年1月～12月」のいずれかの期間に限ります。
- ・ 補助対象医療機関に該当するかどうか不明な場合は、担当までお問い合わせください。なお、必要に応じ、補助要件に該当することを証明する根拠資料の提出を求めています。

医療従事者確保推進事業（勤務環境改善事業のうち勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業）実施要領

（趣旨）

第1 本要領は、令和6年（2024年）4月から医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始されるまでの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を推進するため、特に勤務医が働きやすい職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めることを目的とする事業に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）、京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第2 地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認めた医療機関のうち、次に掲げるものとする。ただし、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している医療機関は対象外とする。なお、医療提供に関する実績は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間の実績を控除し、同等の期間を遡及することを可とする。

- （1） 救急用の自動車または救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が年間1,000件以上2,000件未満である2次または3次救急医療機関
- （2） 夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上である2次または3次救急医療機関
- （3） 総合または地域周産期母子医療センター
- （4） 夜間・休日・緊急措置入院が年間12件以上である精神科救急医療機関
- （5） 超急性期脳卒中加算の算定が年間25件以上である医療機関
- （6） 急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間60件以上である医療機関
- （7） 機能強化型在宅療養支援病院（単独型）または診療所（単独型）
- （8） その他知事が必要と認める医療機関

（補助対象事業等）

第3 第1に規定する事業は次のとおりとする。

- （1） 資産形成等経費
 - ① 勤務環境改善機器等導入事業
 - ② 業務改善実施事業
 - ③ 休憩環境整備事業
 - ④ その他知事が認める事業
- （2） 人件費等経費
 - ① 医師事務作業補助者研修事業
 - ② 医師事務作業補助者導入事業
 - ③ 看護補助者導入事業
 - ④ タスク・シェアリング推進事業
 - ⑤ その他知事が認める事業

（補助対象経費等）

第4 補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

(交付要件)

第5 交付要件は次のとおりとする。

(1) 下記のいずれかに該当する医療機関であること。

- ① 時間外・休日労働時間が、自院における勤務のみで月 80 時間を超過する勤務医を雇用しているもしくは雇用を予定しており、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条に規定される労働組合もしくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の勤務医の時間外・休日労働が年 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた見直しを予定もしくは検討している医療機関
- ② 時間外・休日労働時間が、派遣先も含めた勤務で月 80 時間を超過する医師を雇用しているもしくは雇用を予定している医療機関
- ③ 自院や派遣先の医療機関またはこれらの属する医療圏における医療需要の増加や医師数の減少等により、やむを得ず長時間労働が生じることが見込まれる医療機関

(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性について提言するための責任者を配置すること。

(3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議を設置し、令和 5 年度末までの取組内容等を記載した「医師等労働時間短縮計画」（別記様式）を作成すること。また、当該委員会等を必要に応じ開催し、当該計画の達成状況の評価を行うこと。

ただし、令和 6 年度までに、地域医療確保暫定特例水準（B 水準または連携 B 水準）申請を予定する医療機関における同水準対象業務に従事する医師については、時間外・休日労働時間が年 1,860 時間以下、それ以外の医師については年 960 時間以下、それ以外の医療機関に従事する医師については、時間外・休日労働時間が年 960 時間以下となるよう、継続した取組を行うこと。

(4) 医師の労働時間短縮にかかる取組事項を医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

附則

この要領は、令和 3 年度の事業分から適用する。

別表（第 3 及び第 4 関係）

補助対象経費(※1)	補助率	基準額
事業の実施に要する経費で次に掲げるもの		
(1) 資産形成等経費 需用費、役務費、使用料、賃借料、備品購入費、その他知事が適当と認める経費	(1) 1/2	稼働病床数(※2) × 133,000円
(2) 人件費等経費 賃金、旅費、その他知事が適当と認める経費	(2) 10/10	

※1 補助対象経費の留意点

診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合において、その加算の対象範囲においてさらに本事業の対象とすることはできない。

ただし、加算を取得している場合でも、その加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

※2 稼働病床数の留意点

- (1) 病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床（療養病床は除く）数とする。
- (2) 実施要領第2（4）を補助の根拠とした場合は、精神科病床の稼働病床数とする。
- (3) 病床機能報告により報告している稼働病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。